

知多市保健センター行政財産（建物）有償貸付事業者募集要項

この要項は、知多市保健センターに飲料の自動販売機を設置するための場所を貸し付け、自動販売機の設置を行う事業者1者を募集するために必要な事項を定める。

1 募集内容

自動販売機設置事業者（法人又は個人） 1者

2 申込書の受付日

令和5年10月2日（月）から令和5年10月13日（金）まで（日曜日、土曜日、及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

3 申込書の受付時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

4 貸付物件

所在地	設置場所	貸付面積	外形寸法	設置台数
知多市新知 字永井2番 地の1	知多市保健センター 1階講義室横	1.80㎡	（自動販売機、使用済み容器回収ボックス） 幅2.00m×奥行き0.90m× 高さ2.20m以内	1台

備考

- 1 詳細は別紙自動販売機設置場所のとおり。
- 2 貸付面積及び外形寸法には、使用済み容器回収ボックス及び電力等使用量計測用メーター（以下「子メーター」という。）設置面積並びに放熱余地を含む。
- 3 容器の種類は、缶、ペットボトル又は紙パックとする。
- 4 使用済み容器回収ボックスの設置及び使用済み容器の回収は、事業者が行うこと。
- 5 自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障をきたす場合もあるので、それらの支障がないか設置場所の確認をすること。

6 自動販売機、使用済み容器回収ボックス及び子メーターを設置する際は、転倒防止対策を施すものとする（設置方法等は市と協議）。

7 自動販売機の運転に必要な光熱費については、子メーターを設置し、全額事業者の負担とする。また、自動販売機等の設置及び撤去に要する工事、維持管理等に係る費用も事業者の負担とする。

8 専用キータイプの災害救援ベンダー（災害が発生した場合、販売機内の商品が無料で取り出せるよう措置された災害対応型自動販売機）であること。

5 行政財産の貸付期間

令和5年12月1日（金）から令和8年11月30日（月）まで

6 行政財産の貸付料

一般競争入札による落札決定金額（入札書記載金額に当該金額の消費税と地方消費税を合わせた100分の10に相当する額を加算した金額）を行政財産の貸付料とする。

なお、行政財産の貸付料のほかに光熱水費を別途徴収する。

7 選定方法

入札参加資格等を有する者で入札を行い、予定価格以上の価格で、最高価格の落札者を自動販売機設置事業者として決定する。

なお、入札回数は3回までとし、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、抽選とする。

8 入札参加資格等

次に掲げる資格等を全て満たす者は、本入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 政令167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者（同項各号のいずれかに該当した者であって、その事実があった後2年を経過しない者及び同項各号のいずれかに該当した者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する事実があった後2年を経過しない者を除く。）であること。

(3) 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を置いている者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第

- 225号)の適用となる著しく経営不振の状態でない者であること。
- (5) 飲料その他の物品の自動販売機の設置業務において、飲料その他の物品の自動販売機設置を目的とする公有財産の貸付けに係る一般競争入札の公告(以下「公告」という。)の日現在で3年以上の実績を有している者であること。
- (6) 公告の日から過去3か年以内に、国、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)の施設に、自らが管理及び運営する飲料その他の物品の自動販売機を設置した実績がある者であること。
- (7) 国税、都道府県税及び市町村税の未納がない者であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)を経営に事実上参加させ、不正に財産上の利益を得るために使用し、又は金銭若しくは物品その他の財産上の利益を不当に与えていると認められる者でないこと。
- (9) 暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、警察当局から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 公告の日から入札の日までの期間において、次のいずれにも該当していない者であること。
- ア 法人にあっては、非常勤を含む役員若しくは支配人又は支店、営業所若しくは事務所の代表者、その他の団体にあっては、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者又は支店、営業所若しくは事務所の代表者、役員等(以下「役員等」という。)に暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいる法人その他の団体又は個人(以下「法人等」という。)
- イ 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

エ 役員等又は使用人が、暴力団、暴力団員等若しくは暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

カ 役員等又は使用人が、(1)から(5)のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

9 提出書類

- (1) 一般競争入札参加申込書（第1号様式）
- (2) 誓約書（第2号様式）（代理人により入札する場合は、申込者及び代理人の誓約書）
- (3) 事業概要（会社の概要書等（自動販売機設置事業の実績を含む。）で、自動販売機設置事業の実績は、一般競争入札の公告の日（令和5年10月1日（日））から過去3年以内に、国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人が管理する施設に、自らが管理及び運営する飲料の自動販売機を設置した実績を証明する契約書又は使用許可書の写しを提出すること。）
- (4) 直近の納税証明書（未納がないことの証明。法人は法人税、契約しようとする事業所の法人都道府県民税、法人市町村民税、消費税及び地方消費税。個人は所得税、個人事業税、都道府県民税並びに市町村民税、消費税及び地方消費税。いずれも提出期限前3か月以内のもので、写し可。）
- (5) 法人は履歴事項全部証明書、個人は事業主の身元証明書（共に提出期限前3か月以内のもので、写し可。）
- (6) 法人は印鑑証明書、個人事業主は印鑑登録証明書（共に提出期限前3か月以内のもので、写し可。）
- (7) 設置を予定する自動販売機、使用済み容器回収ボックス等のカタログ（仕様、寸法、消費電力等がわかるもの。）
- (8) 委任状（第3号様式）（代理人により入札、契約、支払いをする場合のみ。）
- (9) 使用印鑑届（実印以外の印鑑で申込み又は入札をする場合のみ。）

10 提出先

知多市健康推進課まで持参又は郵送（郵送の場合は令和5年10月13日（金）必着）

※持参又は郵送以外の提出は受け付けません。

11 入札日時及び執行場所

(1) 入札日時

令和5年11月10日（金） 午後2時

(2) 入札執行場所

知多市保健センター1階講義室

12 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、見積りをした契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札は、貸付期間（令和5年12月1日（金）から令和8年11月30日（月）まで）の総価により行う。

13 その他の留意事項

(1) 提出書類の用紙等を、一般競争入札の公告の日と同日程で知多市保健センター健康推進課にて配布する（市ホームページからも印刷可）。

(2) 入札説明書等の閲覧を、一般競争入札の公告の日と同日程で知多市保健センター健康推進課にて行う。

また、入札参加資格審査の結果、資格有りとは通知した者に入札説明書等を配布する。

(3) 当該要項に適合しないもの又は虚偽の内容が記載されているものは失格とする。

(4) 申込みに要する費用は、全て申込者の負担とする。

(5) 申込みの際に提出された書類は、原則返却しない。

(6) 入札参加資格審査の結果を郵送で送付する。返信用封筒として、表に申込者の郵便番号、所在地（住所）、氏名等を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（434円）の切手を貼った長3封筒を申込書と併せて提出すること。

(7) 申込み前に必ず自動販売機設置場所の確認を行うこと。

(8) 申込みに当たっては、入札及び契約事務に関する関係法令、規則、募集要項、入札者心得書、一般競争入札の入札説明書等の規定を遵守すること。

14 参考資料

保健センター常勤職員

健康推進課 51人（会計年度任用職員 15人を含む。）

在宅ケアセンター 11人

包括支援センター 16人

障がい者相談支援センター 3人

障がい児相談支援事業所 4人

合計 85人

主な講義室を利用した健（検）診来場者数

特定健診・後期高齢者健診 令和4年度 延べ約6,200人

がん検診 令和4年度 延べ約2,000人

主な売上本数

令和3年6月～令和4年5月 3,875本

令和4年6月～令和5年5月 3,625本

15 問合せ先

〒478-0017

知多市新知字永井2番地の1

知多市健康推進課

電話番号 0562-54-1300

FAX番号 0562-55-3838

メールアドレス hokennet@city.chita.lg.jp

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

知 多 市 長 様

申込者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名

代理人 住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名

令和5年10月1日付けで公告のありました、令和5年11月10日執行の飲料の自動販売機設置を目的とする市有財産（建物）貸付けに係る一般競争入札に参加したいので、下記のとおり申し込みます。

記

- 1 添付書類 (1) 委任状（代理人により入札する場合）
 - (2) 誓約書（代理人により入札する場合は、申込者及び代理人の誓約書）
 - (3) 使用印鑑届（実印以外の印鑑で入札する場合）
 - (4) 証明書類（発行日から3か月以内のもの（会社概要を除く））
 - ・ 法人の場合 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）写し可
印鑑証明書 写し可
会社の概要書 写し可
 - ・ 個人の場合 身元証明書 写し可
印鑑証明書 写し可
 - (5) 入札公告の日から過去3年間以内に、国、地方公共団体、独立

行政法人及び地方独立行政法人の施設に、自らが管理・運営する飲料の自動販売機を設置した実績を証明する使用許可書又は契約書のいずれかの写し

(6) 直近1年分の国税、都道府県民税及び市町村民税の未納がないことの証明書 写し可

・法人の場合 法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法
人 都道府県民税、法人市町村民税

・個人の場合 所得税、消費税及び地方消費税、個人事業税、都
道府県民税、市町村民税

2 入札保証金納付の免除の希望の有無 有・無 理由 _____

3 連絡先 (1) 担当者所属・氏名

(2) 電話番号 () -

(3) F A X 番号

(4) E - m a i l

注) なお、返信用封筒として、表に申込人の住所・氏名を記載し、所定の料金の切手を貼った封筒を申込書と併せて提出してください。

誓 約 書

令和 年 月 日

知 多 市 長 様

申込者 住所又は所在地
商号又は名称 印
代表者職氏名

代理人 住所又は所在地
商号又は名称 印
代表者職氏名

令和5年10月1日付けで公告のありました、令和5年11月10日執行の飲料の自動販売機設置を目的とした市有財産（建物）貸付けに係る一般競争入札における下記事項について、誓約します。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

記

- 1 知多市が実施する飲料その他の物品の自動販売機設置を目的とする公有財産の貸付けに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（平成22年知多市告示第141号）に定める資格をすべて満たしており、当該告示を遵守します。
- 2 飲料の自動販売機設置を目的とする市有財産（建物）の貸付けに係る公告（令和5年知多市公告第92号）に定める資格をすべて満たしており、当該公告を遵守します。
- 3 その他入札及び契約事務に関する関係法令及び貴市の規則、要綱、入札者心得書、契約約款及入札説明書等を遵守します。

委 任 状

代理人 住所
氏名

私は、上記の者を代理人と定め、令和5年10月1日付けで公告のありました、令和5年11月10日執行の飲料の自動販売機設置を目的とした市有財産（建物）貸付けに係る一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

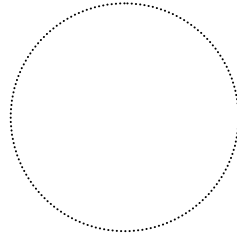
知 多 市 長 様

委任者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名
電話番号

印

【 使用印鑑届 】

使用印



社印



上記の印鑑は、入札及び見積りに参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいのでお届けします。

知多市長様

令和 年 月 日

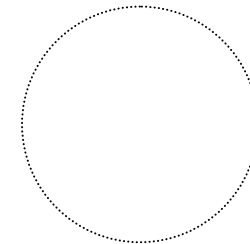
本店（本社）

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

実印



- (注意)
1. 「住所」、「商号又は名称」、「代表者職・氏名」欄には本店（本社）を記入してください。
 2. 「実印」欄には、本店（本社）の実印を押印してください。
 3. 「使用印」欄には、入札書、見積書、契約書、請求書等に使用する印鑑を押印してください。
実印を使用印として使用する場合には、「使用印」欄にも実印を押印して下さい。
 4. 「社印」欄には、使用印とともに社印を使用する場合に押印してください。社印を使用しない場合は空欄にしてください。